令和5年 第8回八頭町議会臨時会 提案理由

令和5年11月28日

議案127号

町営住宅東郡家団地改修工事(その3)請負変更契約の締結について

町営住宅東郡家団地改修工事(その3)につきましては、令和5年6月9日の契約議決を得て、現在、町営住宅東郡家団地改修工事(その3) 東洋建設・松田建設特定建設工事共同企業体 代表者 鳥取県八頭郡八頭町久能寺694番地4 東洋建設株式会社 代表取締役 森木 悟(もりきさとる)氏が工事を施工しております。

この度、工事内容の一部変更を行い、令和5年11月15日に変更仮契約を締結いたしました。変更金額は、48万1,800円の増額となり、請負金額は、5,587万7,800円となります。

増額の主な要因としては、建築主体工事において、当初未計上の屋根及 び住宅内部の破損個所の修繕を行ったものであります。

議案第128号

八頭町職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院は、本年8月7日、官民給与の較差、平均3,869円を解消するため、俸給表の水準を引上げるとともに、期末・勤勉手当を0.10月分引上げ、年間4.50月とするなどの勧告を国会及び内閣に行いました。去る10月20日、給与法の改正を閣議決定し、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が、国会において11月17日に成

立しましたので、この度、人事院勧告を尊重し、条例の改正を行おうとするものです。

勧告の主なものを申し上げますと、給料表の改定率は、平均1.1パーセントで、初任給をはじめ若年層に重点をおいて改定し、期末・勤勉手当の支給月数につきましては、期末手当の月数を2.45月、勤勉手当の2.05月分を合わせて、年間4.50月となります。

給料表につきましては、本年4月1日に遡及して改定を行い、期末・勤勉手当は、6月期に2.20月分を支給済ですので、引上げ分の0.10月分について、12月期分を2.20月から2.30月に引上げ調整するものです。

なお、令和6年4月1日からの施行として、期末・勤勉手当につきまして、引上げ分の0.10月分を、6月期と12月期へ均等に配分し、それぞれ2.25月となります。

議案第129号

八頭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 について

会計年度任用職員の期末手当につきましては年間 2.50 となっております。この度の人事院勧告によりまして、附則第 2 項の 12 月期に支給する期末手当につきまして、参照する八頭町職員の給与に関する条例の支給月数が「100分の 120」から「100分の 125」に改正されることから、条例の改正をするものです。

議案第130号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告の主な内容につきましては、議案第128号で申し上げたとおりですが、議会の議員につきましても一般職に準じまして、期末手当の支給月数を0.10月分引上げ、八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うとするものです。

具体的には、6月期支給分1.625月、12月期支給分1.725月を 合せて3.35月となります。

今年度は6月期に1.625月分を支給済ですので、引上げ分の0.10月分について、12月期を1.625月から1.725月に引上げ調整するものです。

また、来年度につきましては、令和6年4月1日からの施行として、6月期と12月期へ均等に配分し、それぞれ1.675月となります。

議案第131号

八頭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 改正について

人事院勧告の主な内容につきましては、議案第128号で申し上げたとおりであり、特別職についても一般職に準じまして、期末手当の支給月数を0.10月分引上げ、八頭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を行い、国と同じ支給月数にしようとするものです。

現行の支給月数は、6月期支給分1.65月、12月期支給分1.65月 であり、合せて3.30月となっております。

今年度は6月期に1.65月分を支給済ですので、引上げ分の0.10月分について、12月期を1.65月から1.75月に引上げ調整をするものです。

また、来年度につきましては、令和6年4月1日からの施行として、6 月期と12月期へ均等に配分し、それぞれ1.70月となります。

議案第132号

令和5年度八頭町一般会計補正予算(第6号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ、15億6,174 万3千円を追加するものです。

歳入は、国庫支出金として、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、2億3,420万円余、県支出金は、林道施設災害復旧費県補助金、5,090万円余、農地農業用施設災害復旧費県補助金、6億2,000万円余です。町債は、公共土木施設災害復旧事業債、1億5,840万円、農地農業用施設災害復旧事業債、4億3,690万円、林道施設災害復旧事業債、4,350万円等を追加しております。

歳出は、人事院勧告に伴います職員給与費等、990万円余、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金、40万円余、土木費は、町営住宅管理費、230万円余です。

災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費、10億9,260万円余、 林道施設災害復旧費、1億480万円余、公共土木施設災害復旧費、3億 9,270万円を追加し、予備費、4,110万円余を減額しております。

議案第133号

令和5年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、44万 8千円を追加しようとするものです。 歳入は、一般会計からの繰入金、44万8千円、歳出では、人事院勧告 に伴います職員給与費等、44万8千円の増額をするものです。

議案第134号

令和5年度八頭町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。 補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与費等、26万9千円を増額し、予備費で調整をしております。

議案第135号

令和5年度八頭町公共下水道特別会計補正予算(第3号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。 補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与費等、2万7千円を増額 し、予備費で調整をしております。

議案第136号

令和5年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与費等、18万4千円を増額し、予備費で調整をしております。